

1 地域型保育事業の認可について

新制度において、0歳から2歳児までを保育する地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業等）について、新たに認可制度が設けられ、市が定める設備及び運営の基準に基づき、認可するものとなった。なお、地域型保育事業の認可に際して、子ども・子育て会議等、児童福祉に係る当事者の意見を聴取するものとなっている。

【根拠法令抜粋】

○児童福祉法 第34条の15第2項

国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

○児童福祉法 第34条の15第4項

市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

※君津市では児童福祉審議会を設置していないため、児童福祉審議会に代えて、君津市子ども・子育て会議に意見を聴くものとする。

（参考）新制度における設置認可について

| | 保育所 | 幼稚園 | 幼保連携型 認定こども園 | 地域型保育事業 |
|-------|--------|-------|-----------------|---------|
| 認可主体 | 県 | 県 | 県 | 市 |
| 根拠法令 | 児童福祉法 | 学校教育法 | 認定こども園法 | 児童福祉法 |
| 施設の性格 | 児童福祉施設 | 学校 | 学校／児童福祉施設 | 児童福祉施設 |

※認定こども園法：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

※保育所型認定こども園は保育所認可、幼稚園型認定こども園は幼稚園認可となる。

2 認可審査基準について

認可にあたっては、事業者の経済的基礎、社会的信望を有すること等の児童福祉法の基準及び、市町村が定める施設の設備・運営に関する基準（※）に適合するかを審査する。ただし、認可基準を満たしていても、認可により供給過剰となるときは、認可をしないことができる。

※君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

【根拠法令抜粋】

○児童福祉法 第34条の15第3項

市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

○児童福祉法 第34条の15第5項（一部簡略）

市町村長は、第三項に基づく審査の結果、その申請が次条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その事業を行う者が第三項各号に掲げる基準に該当すると認めるときは、第二項の認可をするものとする。ただし、市町村長は、当該申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域における特定地域型保育事業所の利用定員の総数が、当該市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域の特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、第二項の認可をしないことができる。

○児童福祉法 第34条の16第1項

市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

3 設備及び運営に関する基準について

「君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」において、認可基準を下記の通り定めた。

※今回対象である小規模保育事業（A型）についてのみ一部抜粋

| 項目 | 基準 |
|-------|--|
| 面積 | <ul style="list-style-type: none"> ○乳児室又は保育室【0, 1歳児 1人につき 3.3㎡以上】 ○保育室又は遊戯室【2歳児 1人につき 1.98㎡以上】 ○屋外遊戯場【2歳児 1人につき 3.3㎡以上】 ※屋外遊戯場は、敷地外の代替地も可能。 |
| 食事の提供 | <ul style="list-style-type: none"> ○自園調理を基本とする。 ※連携施設、同一の法人・関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等からの搬入は可能。 |
| 職員配置 | <ul style="list-style-type: none"> ○保育士の人数は、保育所国基準（0歳児 3：1、1・2歳児 6：1）のほかに+1人 ○保育士の数の算定に当たっては、保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 |
| 保育時間 | 1日につき8時間を原則とする。 |
| 連携保育所 | <ul style="list-style-type: none"> ○保育内容の支援 ○代替保育の提供 ○卒園後の受け皿 ※令和6年度までは、連携保育所を設定しない経過措置あり。 |